

平成 27 年 7 月 30 日

(宛先) 鈴鹿市長

鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会
会長 小林 慶太郎

平成 27 年度に指定管理者の候補者選定を予定している施設について示された非公募の考え方に対する意見書の提出について

平成 27 年 7 月 7 日付け鈴総第 147 号で諮問いただいた「公の施設の指定管理者の候補者選定に関する事」の件に関して、平成 27 年度に指定管理者の候補者選定を予定している施設について示された非公募の考え方に対する意見を別紙意見書のとおりまとめましたので、提出いたします。



平成27年度に指定管理者の候補者選定を予定している
施設について示された非公募の考え方に対する意見書

平成27年7月

鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会

1 経緯

鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）は、鈴鹿市からの諮問を受け、委員会としての意見を集約しましたので、ここに報告します。

2 委員会としての意見

(1) 非公募施設について

- ① 次の施設については、前回指定管理者の選定に際して、事業者を非公募により選定した施設であり、今回についても引き続き現指定管理者に施設の管理及び運営を委ねようとするものである。

委員会では、施設の概要調書、施設を所管する担当課へのヒアリング等により別紙に示した鈴鹿市の非公募の考え方を確認し、検討を行った。

その結果、以下の両施設は、施設の性格に鑑み、利用者との信頼関係の維持・継続が求められることや、現指定管理者以外に市内に同等の専門性や経験を有する団体が見当たらないことなどから、鈴鹿市公の施設の指定管理者制度運用指針における非公募とする場合に照らして、募集方法を非公募により行おうとすることは、妥当であると考えられる。

- ・ ベルホーム
- ・ 療育センター

- ② 桜の森公園野球場については、平成28年度からの開設に際し、当初から指定管理者による管理を行おうとする施設である。

委員会では、施設の概要調書、施設を所管する担当課へのヒアリング等により別紙に示した鈴鹿市の非公募の考え方を確認し、検討を行った。

その結果、今回の指定管理者による管理期間の終了後の平成30年度以降の管理運営については、スポーツ関連の指定管理者制度導入施設全体のあり方の中で改めて検討したいということ、そのため、今回の指定管理期間が2年と短くなってしまい、指定管理者となる団体にとっては十分な効用が期待できないことなどから、当該施設の指定管理者の募集方法を非公募とすることに一定の妥当性があると考えられる。

(2) 非公募施設に対する付帯意見

桜の森公園野球場について、今回は2年と指定管理期間が短いこともあり、指定管理者の募集方法については、非公募での候補者選定が妥当であるとの結論に達したが、次回は他のスポーツ関連施設を含めた一体的管理や非公募による長期間の指定管理者の候補者選定という考え方の是非について、改めて検討することが望まれる。

平成27年7月30日

鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会

会長	小林	慶太郎
委員	南条	七三子
委員	貴島	日出見
委員	杉浦	礼子
委員	安井	みどり

◎事業者非公募の考え方

・ 桜の森公園野球場

市のスポーツ振興を推進する上で、スポーツ振興事業に大きな役割を担う特定非営利活動法人鈴鹿市体育協会は、市の施策である鈴鹿市スポーツ振興計画の理念・方針に合致する唯一の団体であり、当団体がスポーツ施設の管理・運営を行うことは、施設の公益性・公共性を高めるうえで非常に効果的である。

また、平成33年度に国民体育大会が開催されることから、各大会の運営において中心的な役割を果たす当団体が施設を管理・運営することで、スムーズな大会の運営が可能となる。

・ ベルホーム

当該施設の性質上、利用者に安心感を与え、利用者の信頼を得ることが不可欠である。

また、指定管理の施設として、支援度の高い重度の障がい者の利用についても柔軟に対応するなど、市障害福祉課からの要請についても適切に対応しており、利用者アンケートやモニタリングの結果も良好である。

なお、指定管理者候補者である社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設置された組織であり、鈴鹿市における地域福祉の中心的な存在として活動しており、ほかの社会資源との関係も良好であり、この施設の運営に最適であると認められる。

・ 療育センター

市内では療育センターと同一内容の事業をすべて実施している所はなく、人員の資格等から同等のサービスを提供できる団体は存在しないと考える。

また、利用者アンケートの結果も良好であり、保護者から市に対して、より長期間（高学年まで）利用ができるよう要望があり、その対応についても柔軟かつ真摯に取り組んでいると認められる。

なお、指定管理者候補者である社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設置された組織であり、鈴鹿市における地域福祉の中心的な存在として活動しており、ほかの社会資源との関係も良好であり、この施設の運営に最適であると認められる。